

# 木更津市中心市街地活性化協議会

## 令和7年度第2回会議次第

令和7年11月11日（火）午後4時から  
木更津市役所駅前庁舎8階 防災室・会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

（1）新委員の加入について

（2）富士見通りを活用した新規事業（案）について

（3）木更津市中心市街地活性化基本計画（第2期）の変更について

4 その他

5 閉 会

木更津市中心市街地活性化協議会委員名簿

【令和7年11月11日現在】

	団体名	役職	氏名	備考
1	木更津商工会議所	会頭	池田 康	副会長
2	木更津市富士見通り商店街振興組合	理事長	吉田 弘	
3	木更津東部商店街振興組合	理事長	玉丸 森敏	
4	木更津一番街商店街振興組合	理事長	立川 明義	
5	中央地区まちづくり協議会	会長	高木 厚行	
6	大和町親交会	会長	高橋 克典	
7	東日本旅客鉄道株式会社 木更津統括センター	所長	鹿島 良行	
8	日東交通株式会社	代表取締役社長	小宮 一則	
9	小湊鐵道株式会社	取締役社長	石川 晋平	
10	一般社団法人千葉県タクシー協会	南房支部 支部長	手塚 真一	
11	一般社団法人木更津市観光協会	会長	小宮 一則	監事
12	イオンモール株式会社 イオンモール木更津	ゼネラルマネージャー	加瀬 浩	
13	君津信用組合 本店	本店長	吉田 修秋	
14	京葉銀行 木更津支店	支店長	藤原 直人	
15	館山信用金庫 木更津支店	支店長	長谷川 裕之	
16	千葉銀行 木更津支店	支店長	児島 正人	
17	千葉興業銀行 木更津支店	支店長	芳村 哲志	
18	千葉信用金庫 木更津支店	支店長	松浦 広樹	
19	一般社団法人かずさ青年会議所	理事長	原 啓	監事
20	一般社団法人まちづくり木更津	理事	齋藤 武	
21	日本大学	教授	北野 幸樹	会長
22	木更津市	副市長	田中 幸子	
23	木更津市	企画部長	品川 昭和	
24	木更津市	経済部長	大岩 房之	
25	木更津市	都市整備部長	寺田 巧実	

※敬称略

# 資料 1

## 新委員の加入について

### 1. 加入者（予定）

1	大和リース株式会社千葉支店
---	---------------

○法第15条第4項第2号に該当する説明

第1期計画のパークベイプロジェクト推進事業（鳥居崎海浜公園整備）において、Park-PFI制度を活用し整備した鳥居崎海浜公園を管理・運営し、継続的に中心市街地のにぎわい創出に寄与している。

2	日本賃貸保証株式会社
---	------------

○法第15条第4項第2号に該当する説明

令和7年5月、中心市街地活性化区域内に本社社屋を新築移転し、社員等の関係人口増加により地域経済に貢献している。また、中心市街地のにぎわい創出を目的として地域住民との交流イベントを開催している。

### 2. 加入年月日（予定）

令和7年12月1日

### 3. 加入後の任期（予定）

令和7年12月1日～令和8年8月28日

### 4. 木更津市中心市街地活性化協議会規約における規定

#### （構成員）

第5条 協議会は次に掲げる者をもって委員を構成する。

- (1) 木更津商工会議所
- (2) 一般社団法人まちづくり木更津
- (3) 木更津市
- (4) 法第15条第4項第1号及び第2号に規定する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会において特に必要があると認める者

2 法第15条第4項に該当する者であって、協議会の構成員でないものは、自己を協議会の構成員として加えるよう協議会に申し出ることができる。この場合において協議会は、正当な理由がある場合を除き、当該申出を拒むことができない。

#### （任期）

第8条 会長、副会長、監事及び委員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

2 前項に掲げる任期中に変更が生じた場合は、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

## 5. 中心市街地の活性化に関する法律における規定

(中心市街地活性化協議会)

第十五条 第九条第一項の規定により市町村が作成しようとする基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項その他中心市街地の活性化の総合的かつ一體的な推進に関し必要な事項について協議するため、第一号及び第二号に掲げる者は、中心市街地ごとに、協議により規約を定め、共同で中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

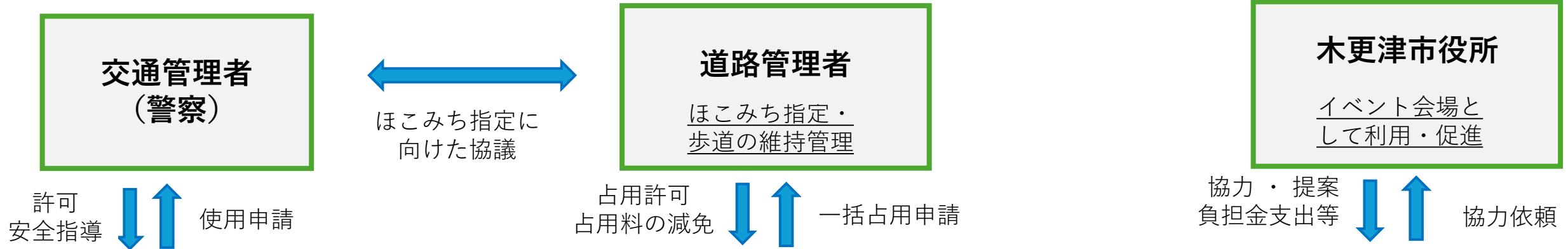
4 第一項第一号イ及びロ並びに第二号イ及びロに掲げる者並びに次に掲げる者であつて協議会の構成員でないものは、自己を協議会の構成員として加えるよう協議会に申し出ることができる。

二 前号に掲げる者のほか、認定基本計画及びその実施に関し密接な関係を有する者

6 協議会は、必要があると認めるときは、第四項に規定する者に対し、協議会への参加を要請することができる。

# 富士見通りを活用した新規事業（案）

資料 2 – 1



## 木更津市中心市街地活性化協議会（1次占用者）事務局：（一社）まちづくり木更津

主催イベントの企画・運営

2次占用者への許可・使用料徴収・指導・協力

日常的な清掃

許可・協力  
資機材レンタル

↓↑  
利用申請・利用料

## 沿道店舗・キッチンカー・イベント業者・その他団体・個人等（2次占用者）

例 オープンカフェ、看板・宣伝、ベンチ・テーブル、フラワー・ポット、マルシェ、フェス、フリーマーケット、ワークショップなど

# 富士見通りを活用した新規事業（案）

## （仮称）富士見通り活性化部会

- ・ ほこみち活用のルール検討、協議会に提案
- ・ 主催イベントの検討、運営等
- ・ その他必要な事項の協議等

### メンバー

- ・ 中心市街地活性化協議会参画団体から選抜
- ・ 富士見通り沿道店舗から選抜
- ・ 富士見通り周辺自治会から選抜

## 必要経費については

中心市街地活性化協議会負担金としてR8年度当初予算計上を市と調整

### 内訳

道路占用料、貸出用テント等備品購入費、イベント企画等コーディネーター料、ホームページ改修等事務費、イベント開催費等

## スケジュール

R7.12～R8.2 部会で運用ルール案を検討・策定

R8.3 中心市街地活性化協議会で運用ルール決定、R8年度事業計画承認

R8.4～ 活用団体への説明、イベント開催に向けた準備

## 資料 2 – 2

(仮称) 富士見通り活性化部会設置要綱（案）

(設置)

第1条 富士見通り沿道の事業者や商業団体、自治会等の多様な主体が一体となり、富士見通りの活性化に向けた取組を推進すること及び木更津市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）の目的に資する活動を行うため、協議会規約第6条第2項に基づき、（仮称）富士見通り活性化部会（以下「部会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 部会は、別表に定める関係団体等により組織する。

2 部会の目的を達成するため、委員会を設置することができる。

(会長及び副会長)

第3条 部会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は部会の事務を総括し、部会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年間とする。ただし、再任は妨げない。

2 現に委員である者の異動等に伴い又は増員により委嘱された委員の任期は、他の委員の残任期間とする。

(庶務)

第5条 部会の庶務は、一般社団法人まちづくり木更津において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

### 附 則

この要綱は、令和7年12月1日から施行する。

資料 2 - 2

別表

## 木更津市中心市街地活性化基本計画(第2期)の変更一覧表

新旧 掲載頁	章	支援措置及び事業の区分	事業名	所管	支援措置名	変更内容	変更概要 [変更後]	変更概要 [変更前]	変更理由	事業と関連する目標指標	
2	4	(2)①	ポケットパーク整備事業	総務省	中心市街地再活性化特別対策事業	事業実施時期の変更 支援措置の実施時期の変更	【事業実施時期】 令和7年度～令和8年度  【支援措置実施時期】 令和8年度	【事業実施時期】 令和7年度  【支援措置実施時期】 令和7年度	工期の延伸によるもの。	休日歩行者通行量 中心市街地内の人口の社会増減数	
2~3	4	(3)	吾妻公園文化芸術施設整備事業	防衛省	防衛省補助事業	事業実施時期の変更 支援措置の実施時期の変更	【事業実施時期】 令和6年度～令和10年度  【支援措置実施時期】 令和7年度～令和10年度	【事業実施時期】 令和6年度～令和9年度  【支援措置実施時期】 令和7年度～令和9年度	工期の延伸によるもの。	休日歩行者通行量 中心市街地内の人口の社会増減数	
3	4	(3)	パークペイプロジェクト推進事業(富士見通り歩道再整備)	国土交通省	社会資本整備総合交付金(まちなかウォーカブル推進事業)	事業実施時期の変更	【事業実施時期】 令和元年度～令和8年度	【事業実施時期】 令和6年度～令和7年度	工期の延伸によるもの。	休日歩行者通行量	
3	4	(4)	パークペイプロジェクト推進事業(みなどの脇わい創出事業)			事業実施時期の変更	【事業実施時期】 令和6年度～令和10年度	【事業実施時期】 令和6年度～令和8年度	吾妻公園文化芸術施設の工期の延伸によるもの。	休日歩行者通行量 中心市街地内の新規出店数	
3~4	5	(3)	吾妻公園文化芸術施設整備事業【再掲】	防衛省	防衛省補助事業	事業実施時期の変更 支援措置の実施時期の変更	【事業実施時期】 令和6年度～令和10年度  【支援措置実施時期】 令和7年度～令和10年度	【事業実施時期】 令和6年度～令和9年度  【支援措置実施時期】 令和7年度～令和9年度	工期の延伸によるもの。	休日歩行者通行量 中心市街地内の人口の社会増減数	
4	6	(4)	マンション建設事業(木更津市富士見3丁目地区)			事業実施時期の変更	【事業実施時期】 令和6年度～令和8年度	【事業実施時期】 令和6年度～令和7年度	工期の延伸によるもの。	中心市街地内の人口の社会増減数	
5	7	(2)①	富士見通りほこみち活用推進事業	総務省	中心市街地活性化ソフト事業	事業の新規追加	【事業名】 富士見通りほこみち活用推進事業 【事業実施時期】 令和8年度 【実施主体】 木更津市中心市街地活性化協議会 【事業内容】 富士見通りの歩行者利便増進道路制度の活用に向けて、木更津市中心市街地活性化協議会が1次占用者となり、沿道店舗によるオーピンカフェやキッチンカーなど、2次占用者からの利用申請・許可・利用料徴収などの業務を担うとともに、専門人材による定期的なイベント・マルシェ等の企画や運営を通じて、にぎわい、交流を生み出し、中心市街地の活性化を目指す。 【活性化に資する理由】 富士見通りの歩道を活用した多様なイベントの開催やキッチンカーの出店等を促進することで、市民や観光客等の中心市街地への来訪機会を高めるとともに、沿道店舗の活性化や回遊性の向上を図る。	新規		事業の内容や方向性、実施に向けた具体的な計画が整理され、中心市街地の活性化に資する事業であると認められるため新規追加するもの。	休日歩行者通行量 中心市街地内の新規出店数
5~6	7	(4)	民間主導によるまちなか再生事業			事業の新規追加	【事業名】 民間主導によるまちなか再生事業 【事業実施時期】 令和7年度～ 【実施主体】 日本賃貸保証株式会社 【事業内容】 民間事業者である日本賃貸保証株式会社はマンション及びオフィスの複合施設である『THE RejuvePort KISARAZU(リュージュポート・木更津)』を拠点に、人と街、そして海との調和を目指す再開発プロジェクトを実施する。 【活性化に資する理由】 当施設はマンション及びオフィス複合施設であることから、居住人口の増加や交流人口の増加が見込まれる。また、地域資源を活用した各種イベント等を実施することで、中心市街地におけるにぎわいの創出や商業機能の活性化が図られる。	新規	民間事業者による取組内容が中心市街地の活性化に資する事業であると認められるため新規追加するもの。	休日歩行者通行量 中心市街地内の人口の社会増減数 中心市街地内の新規出店数	

## ●その他の事項(1章～3章、△4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所、9章～12章の変更)

頁	内容	頁	内容	頁	内容
P108	(2)目標指標の設定 ①歩行者通行量 ③目標値 R10予測値	P111	(2)目標指標の設定 参考指標 各種整備事業に係る施設利用者数 ③目標値 R10予測値	P155	△4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所の追加
P169	中心市街地活性化協議会の開催状況追加	P181	[3]都市機能の集積のための事業等の追加		

## 資料3-2

木更津市中心市街地活性化基本計画（第2期） 新旧対照表（**赤字**部分は変更箇所）

変更後	変更前
<p>1.～2. 略</p> <p>3. 中心市街地の活性化の目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>[1] 略</li> <li>[2] 略</li> <li>[3] 目標指標の設定           <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 定量的な指標の設定（略）</li> <li>(2) 目標数値の設定               <ul style="list-style-type: none"> <li>①休日歩行者通行量                   <ul style="list-style-type: none"> <li>1) 目標年度の推計値（事業を実施しなかった場合）（略）</li> <li>2) 事業による効果（略）</li> <li>3) 目標値 <u>R10 予測値 16, 984人 (=a+b+c+d+e)</u> 事業実施しなかった場合の推計値 15, 875人・・・a 木更津駅みなと口賑わい交流施設整備事業 731人・・・b <u>削除・・・c</u> まちなか交流施設管理事業 200人・・・d マンション建設事業・街なか居住マンション取得助成事業・空き家バンク・リフォーム助成事業による効果 178人・・・e</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p>【令和7年4月認定時の状況】 「事業実施しなかった場合の推計値 15, 875人 (=a)」に、「事業による効果 2, 234人 (=b+c+d+e)」を加えることで算出。</p> <p>【令和8年2月変更時の状況】 <u>吾妻公園文化芸術施設整備事業の整備完了時期の見直しに伴い効果の発現が令和11年度からとなったため令和10年度の予測値を変更する。</u></p> <p>[参考指標] 各種整備事業に係る施設利用者数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1) 目標年度の推計値（事業を実施しなかった場合）（略）</li> <li>2) 事業による効果（略）</li> <li>3) 目標値 <u>R10 予測値 280, 996人 (=a+b+c)</u> 事業実施しなかった場合の推計値 116, 661人・・・a 木更津駅みなと口賑わい交流施設整備事業 112, 608・・・b <u>吾妻公園文化芸術施設整備事業 206, 911人÷12か月×3か月=51, 727人・・・c</u></li> </ul> <p>【令和7年4月認定時の状況】 「事業実施しなかった場合の推計値 116, 661人 (=a)」に、「事業による効果 319, 519人 (=b+c)」を加えることで算出。</p> </li></ul>	<p>1.～2. 略</p> <p>3. 中心市街地の活性化の目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>[1] 略</li> <li>[2] 略</li> <li>[3] 目標指標の設定           <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 定量的な指標の設定（略）</li> <li>(2) 目標数値の設定               <ul style="list-style-type: none"> <li>①休日歩行者通行量                   <ul style="list-style-type: none"> <li>1) 目標年度の推計値（事業を実施しなかった場合）（略）</li> <li>2) 事業による効果（略）</li> <li>3) 目標値 <u>R10 予測値 18, 109人 (=a+b+c+d+e)</u> 事業実施しなかった場合の推計値 15, 875人・・・a 木更津駅みなと口賑わい交流施設整備事業 731人・・・b <u>吾妻公園文化芸術施設整備事業 1, 125人・・・c</u> まちなか交流施設管理事業 200人・・・d マンション建設事業・街なか居住マンション取得助成事業・空き家バンク・リフォーム助成事業による効果 178人・・・e</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p>【令和7年4月認定時の状況】 「事業実施しなかった場合の推計値 15, 875人 (=a)」に、「事業による効果 2, 234人 (=b+c+d+e)」を加えることで算出。</p> <p>[参考指標] 各種整備事業に係る施設利用者数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1) 目標年度の推計値（事業を実施しなかった場合）（略）</li> <li>2) 事業による効果（略）</li> <li>3) 目標値 <u>R10 予測値 436, 180人 (=a+b+c)</u> 事業実施しなかった場合の推計値 116, 661人・・・a 木更津駅みなと口賑わい交流施設整備事業 112, 608・・・b <u>吾妻公園文化芸術施設整備事業 206, 911人・・・c</u></li> </ul> <p>【令和7年4月認定時の状況】 「事業実施しなかった場合の推計値 116, 661人 (=a)」に、「事業による効果 319, 519人 (=b+c)」を加えることで算出。</p> </li></ul>

**【令和8年2月変更時の状況】**

吾妻公園文化芸術施設整備事業の整備完了時期の見直しに伴い効果の発現が令和11年1月からとなったため令和10年度の予測値を変更する。

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

[1] 略

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関する事業（略）

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関する事業

【事業名】ポケットパーク整備事業

【事業実施時期】	令和7年度～令和8年度		
【実施主体】	木更津市		
【事業内容】	富士見通り沿道の未利用となっている公有地を活用し、ポケットパークを整備する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	休日のぎわい創出 街なか居住人口の増加		
【目標指標】	休日歩行者通行量 中心市街地内的人口の社会増減数		
【活性化に資する理由】	中心市街地の景観改善を図るとともに、市民や観光客の憩いの場を創出することで、居住者や来訪者の増加を図る。		
【支援措置名】	中心市街地再活性化特別対策事業		
【支援措置実施時期】	令和8年度	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】			

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関する事業（略）

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関する事業

【事業名】中の島大橋改修事業（略）

【事業名】吾妻公園文化芸術施設整備事業

【事業実施時期】	令和6年度～令和10年度		
【実施主体】	木更津市		
【事業内容】	「木更津飛行場周辺まちづくり実施計画（吾妻公園）」を踏まえた、文化芸術施設の整備と公園全体の再整備を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	休日のぎわい創出 街なか居住人口の増加		
【目標指標】	休日歩行者通行量 中心市街地内的人口の社会増減数		
【活性化に資する理由】	ホール、図書館、中央公民館を複合化した文化芸術施設の整備、大屋根広場の設置など吾妻公園の再整備により、中心市街地への来訪者の増加を図るとともに、充実した公園施設を有する中心市街地として、住環境の魅力向上を図る。		
【支援措置名】	防衛省補助事業		

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

[1] 略

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関する事業（略）

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関する事業

【事業名】ポケットパーク整備事業

【事業実施時期】	令和7年度		
【実施主体】	木更津市		
【事業内容】	富士見通り沿道の未利用となっている公有地を活用し、ポケットパークを整備する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	休日のぎわい創出 街なか居住人口の増加		
【目標指標】	休日歩行者通行量 中心市街地内的人口の社会増減数		
【活性化に資する理由】	中心市街地の景観改善を図るとともに、市民や観光客の憩いの場を創出することで、居住者や来訪者の増加を図る。		
【支援措置名】	中心市街地再活性化特別対策事業		
【支援措置実施時期】	令和7年度	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】			

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関する事業（略）

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関する事業

【事業名】中の島大橋改修事業（略）

【事業名】吾妻公園文化芸術施設整備事業

【事業実施時期】	令和6年度～令和9年度		
【実施主体】	木更津市		
【事業内容】	「木更津飛行場周辺まちづくり実施計画（吾妻公園）」を踏まえた、文化芸術施設の整備と公園全体の再整備を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	休日のぎわい創出 街なか居住人口の増加		
【目標指標】	休日歩行者通行量 中心市街地内的人口の社会増減数		
【活性化に資する理由】	ホール、図書館、中央公民館を複合化した文化芸術施設の整備、大屋根広場の設置など吾妻公園の再整備により、中心市街地への来訪者の増加を図るとともに、充実した公園施設を有する中心市街地として、住環境の魅力向上を図る。		
【支援措置名】	防衛省補助事業		

<u>【支援措置実施時期】</u>	令和7年度～令和10年度	<u>【支援主体】</u>	防衛省
【その他特記事項】			
【事業名】パークベイプロジェクト推進事業（富士見通り歩道再整備）			
<u>【事業実施時期】</u>	令和元年度～令和8年度		
<u>【実施主体】</u>	木更津市		
<u>【事業内容】</u>	駅と港を結ぶ本市のシンボルロードである富士見通りの歩道を、ユニバーサルデザインや景観に配慮し再整備する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
<u>【目標】</u>	休日のにぎわい創出		
<u>【目標指標】</u>	休日歩行者通行量		
<u>【活性化に資する理由】</u>	誰もが楽しむことができる快適な歩行空間を形成することで、中心市街地への来訪者の増加を図る。		
<u>【支援措置名】</u>	社会資本整備総合交付金（まちなかウォーターフロント推進事業）		
<u>【支援措置実施時期】</u>	令和7年度	<u>【支援主体】</u>	国土交通省
【その他特記事項】			

#### (4) 国の支援措置がない他の事業

(略)

【事業名】まちなか景観形成推進事業（略）

【事業名】パークベイプロジェクト推進事業（みなとの賑わい創出事業）

<u>【事業実施時期】</u>	令和6年度～令和10年度
<u>【実施主体】</u>	木更津市
<u>【事業内容】</u>	吾妻公園の一部区画への公募設置管理制度（Park-PFI）等を活用した集客施設等の整備を推進するため、民間事業者へのヒアリングやその結果を基にした公募要項の作成、整備事業者の公募等を行う。
活性化を実現するための位置付け及び必要性	
<u>【目標】</u>	休日のにぎわい創出 商業機能の活性化
<u>【目標指標】</u>	休日歩行者通行量 中心市街地内の新規出店数
<u>【活性化に資する理由】</u>	吾妻公園の一部区画に民間資本による集客施設の誘致を図ることで、にぎわいと憩いの親水空間を創出し、来訪者の増加を図る。

(略)

#### 5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1] 略

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関する事業（略）

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関する事業（略）

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関する事業（略）

(3) 中心市街地の活性化に資する他の支援措置に関する事業

【事業名】吾妻公園文化芸術施設整備事業【再掲】

<u>【事業実施時期】</u>	令和6年度～令和10年度
-----------------	--------------

<u>【支援措置実施時期】</u>	令和7年度～令和9年度
【その他特記事項】	
【事業名】パークベイプロジェクト推進事業（富士見通り歩道再整備）	
<u>【事業実施時期】</u>	令和元年度～令和7年度
<u>【実施主体】</u>	木更津市
<u>【事業内容】</u>	駅と港を結ぶ本市のシンボルロードである富士見通りの歩道を、ユニバーサルデザインや景観に配慮し再整備する。
活性化を実現するための位置付け及び必要性	
<u>【目標】</u>	休日のにぎわい創出
<u>【目標指標】</u>	休日歩行者通行量
<u>【活性化に資する理由】</u>	誰もが楽しむことができる快適な歩行空間を形成することで、中心市街地への来訪者の増加を図る。
<u>【支援措置名】</u>	社会資本整備総合交付金（まちなかウォーターフロント推進事業）
<u>【支援措置実施時期】</u>	令和7年度
<u>【支援主体】</u>	国土交通省
【その他特記事項】	

#### (4) 国の支援措置がない他の事業

(略)

【事業名】まちなか景観形成推進事業（略）

【事業名】パークベイプロジェクト推進事業（みなとの賑わい創出事業）

<u>【事業実施時期】</u>	令和6年度～令和8年度
<u>【実施主体】</u>	木更津市
<u>【事業内容】</u>	吾妻公園の一部区画への公募設置管理制度（Park-PFI）等を活用した集客施設等の整備を推進するため、民間事業者へのヒアリングやその結果を基にした公募要項の作成、整備事業者の公募等を行う。
活性化を実現するための位置付け及び必要性	
<u>【目標】</u>	休日のにぎわい創出 商業機能の活性化
<u>【目標指標】</u>	休日歩行者通行量 中心市街地内の新規出店数
<u>【活性化に資する理由】</u>	吾妻公園の一部区画に民間資本による集客施設の誘致を図ることで、にぎわいと憩いの親水空間を創出し、来訪者の増加を図る。

(略)

#### 5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1] 略

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関する事業（略）

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関する事業（略）

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関する事業（略）

(3) 中心市街地の活性化に資する他の支援措置に関する事業

【事業名】吾妻公園文化芸術施設整備事業【再掲】

<u>【事業実施時期】</u>	令和6年度～令和9年度
-----------------	-------------

【実施主体】	木更津市		
【事業内容】	「木更津飛行場周辺まちづくり実施計画（吾妻公園）」を踏まえた、文化芸術施設の整備と公園全体の再整備を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	休日のにぎわい創出 街なか居住人口の増加		
【目標指標】	休日歩行者通行量 中心市街地内的人口の社会増減数		
【活性化に資する理由】	ホール、図書館、中央公民館を複合化した文化芸術施設の整備、大屋根広場の設置など吾妻公園の再整備により、中心市街地への来訪者の増加を図るとともに、充実した公園施設を有する中心市街地として、住環境の魅力向上を図る。		
【支援措置名】	防衛省補助事業		
【支援措置実施時期】	令和7年度～令和10年度	【支援主体】	防衛省
【その他特記事項】			

(略)

(4) 国の支援措置がない他の事業 (略)

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一緒にして行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1] 略

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業 (略)

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業 (略)

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業 (略)

(3) 中心市街地の活性化に資する他の支援措置に関連する事業 (略)

(4) 国の支援措置がない他の事業

(略)

【事業名】マンション建設事業（木更津市東中央2丁目地区）(略)

【事業名】マンション建設事業（木更津市富士見3丁目地区）

【事業実施時期】	令和6年度～令和8年度
【実施主体】	民間事業者
【事業内容】	土地利用の高度化により、居住環境の整備改善及び良好な市街地住宅の供給等を行う。
活性化を実現するための位置付け及び必要性	
【目標】	街なか居住人口の増加
【目標指標】	中心市街地内的人口の社会増減数
【活性化に資する理由】	良好な市街地住宅の供給により定住人口の増加を図る。

(略)

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

[1] 略

[2] 具体的事業の内容

【実施主体】	木更津市		
【事業内容】	「木更津飛行場周辺まちづくり実施計画（吾妻公園）」を踏まえた、文化芸術施設の整備と公園全体の再整備を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	休日のにぎわい創出 街なか居住人口の増加		
【目標指標】	休日歩行者通行量 中心市街地内的人口の社会増減数		
【活性化に資する理由】	ホール、図書館、中央公民館を複合化した文化芸術施設の整備、大屋根広場の設置など吾妻公園の再整備により、中心市街地への来訪者の増加を図るとともに、充実した公園施設を有する中心市街地として、住環境の魅力向上を図る。		
【支援措置名】	防衛省補助事業		
【支援措置実施時期】	令和7年度～令和9年度	【支援主体】	防衛省
【その他特記事項】			

(略)

(4) 国の支援措置がない他の事業 (略)

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一緒にして行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1] 略

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業 (略)

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業 (略)

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業 (略)

(3) 中心市街地の活性化に資する他の支援措置に関連する事業 (略)

(4) 国の支援措置がない他の事業

(略)

【事業名】マンション建設事業（木更津市東中央2丁目地区）(略)

【事業名】マンション建設事業（木更津市富士見3丁目地区）

【事業実施時期】	令和6年度～令和7年度
【実施主体】	民間事業者
【事業内容】	土地利用の高度化により、居住環境の整備改善及び良好な市街地住宅の供給等を行う。
活性化を実現するための位置付け及び必要性	
【目標】	街なか居住人口の増加
【目標指標】	中心市街地内的人口の社会増減数
【活性化に資する理由】	良好な市街地住宅の供給により定住人口の増加を図る。

(略)

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

[1] 略

[2] 具体的事業の内容

<p>(1) 法に定める特別の措置に関する事業（略）</p> <p>(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関する事業（略）</p> <p>【事業名】リノベーション活用推進事業（略）</p> <p>【事業名】富士見通りほこみち活用推進事業</p> <table border="1" data-bbox="222 381 1518 1123"> <tr><td>【事業実施時期】</td><td>令和8年度～</td></tr> <tr><td>【実施主体】</td><td>木更津市中心市街地活性化協議会</td></tr> <tr><td>【事業内容】</td><td>富士見通りの歩行者利便増進道路制度の活用に向けて、木更津市中心市街地活性化協議会が1次占用者となり、沿道店舗によるオープンカフェやキッチンカーなど、2次占用者からの利用申請・許可、利用料徴収などの業務を担うとともに、専門人材による定期的なイベント・マルシェ等の企画や運営を通じて、にぎわい、交流を生み出し、中心市街地の活性化を目指す。</td></tr> <tr><td colspan="2">活性化を実現するための位置付け及び必要性</td></tr> <tr><td>【目標】</td><td>休日のにぎわい創出 商業機能の活性化</td></tr> <tr><td>【目標指標】</td><td>休日歩行者通行量 中心市街地内の新規出店数</td></tr> <tr><td>【活性化に資する理由】</td><td>富士見通りの歩道を活用した多様なイベントの開催やキッチンカーの出店等を促進することで、市民や観光客等の中心市街地への来訪機会を高めるとともに、沿道店舗の活性化や回遊性の向上を図る。</td></tr> <tr><td>【支援措置名】</td><td>中心市街地活性化ソフト事業</td></tr> <tr><td>【支援措置実施時期】</td><td>令和8年4月～令和12年3月</td></tr> <tr><td>【その他特記事項】</td><td>区域内</td></tr> </table>	【事業実施時期】	令和8年度～	【実施主体】	木更津市中心市街地活性化協議会	【事業内容】	富士見通りの歩行者利便増進道路制度の活用に向けて、木更津市中心市街地活性化協議会が1次占用者となり、沿道店舗によるオープンカフェやキッチンカーなど、2次占用者からの利用申請・許可、利用料徴収などの業務を担うとともに、専門人材による定期的なイベント・マルシェ等の企画や運営を通じて、にぎわい、交流を生み出し、中心市街地の活性化を目指す。	活性化を実現するための位置付け及び必要性		【目標】	休日のにぎわい創出 商業機能の活性化	【目標指標】	休日歩行者通行量 中心市街地内の新規出店数	【活性化に資する理由】	富士見通りの歩道を活用した多様なイベントの開催やキッチンカーの出店等を促進することで、市民や観光客等の中心市街地への来訪機会を高めるとともに、沿道店舗の活性化や回遊性の向上を図る。	【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業	【支援措置実施時期】	令和8年4月～令和12年3月	【その他特記事項】	区域内	<p>(1) 法に定める特別の措置に関する事業（略）</p> <p>(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関する事業（略）</p> <p>【事業名】リノベーション活用推進事業（略）</p> <p>【事業名】事業の新規追加</p> <table border="1" data-bbox="1715 381 3010 1123"> <tr><td>【事業実施時期】</td><td></td></tr> <tr><td>【実施主体】</td><td></td></tr> <tr><td>【事業内容】</td><td></td></tr> <tr><td colspan="2">活性化を実現するための位置付け及び必要性</td></tr> <tr><td>【目標】</td><td></td></tr> <tr><td>【目標指標】</td><td></td></tr> <tr><td>【活性化に資する理由】</td><td></td></tr> <tr><td>【支援措置名】</td><td></td></tr> <tr><td>【支援措置実施時期】</td><td></td></tr> <tr><td>【その他特記事項】</td><td></td></tr> </table>	【事業実施時期】		【実施主体】		【事業内容】		活性化を実現するための位置付け及び必要性		【目標】		【目標指標】		【活性化に資する理由】		【支援措置名】		【支援措置実施時期】		【その他特記事項】	
【事業実施時期】	令和8年度～																																								
【実施主体】	木更津市中心市街地活性化協議会																																								
【事業内容】	富士見通りの歩行者利便増進道路制度の活用に向けて、木更津市中心市街地活性化協議会が1次占用者となり、沿道店舗によるオープンカフェやキッチンカーなど、2次占用者からの利用申請・許可、利用料徴収などの業務を担うとともに、専門人材による定期的なイベント・マルシェ等の企画や運営を通じて、にぎわい、交流を生み出し、中心市街地の活性化を目指す。																																								
活性化を実現するための位置付け及び必要性																																									
【目標】	休日のにぎわい創出 商業機能の活性化																																								
【目標指標】	休日歩行者通行量 中心市街地内の新規出店数																																								
【活性化に資する理由】	富士見通りの歩道を活用した多様なイベントの開催やキッチンカーの出店等を促進することで、市民や観光客等の中心市街地への来訪機会を高めるとともに、沿道店舗の活性化や回遊性の向上を図る。																																								
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業																																								
【支援措置実施時期】	令和8年4月～令和12年3月																																								
【その他特記事項】	区域内																																								
【事業実施時期】																																									
【実施主体】																																									
【事業内容】																																									
活性化を実現するための位置付け及び必要性																																									
【目標】																																									
【目標指標】																																									
【活性化に資する理由】																																									
【支援措置名】																																									
【支援措置実施時期】																																									
【その他特記事項】																																									
<p>(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関する事業（略）</p> <p>(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関する事業（略）</p> <p>(4) 国の支援措置がないその他の事業</p> <p>（略）</p> <p>【事業名】商業団体等活性化支援事業（略）</p> <p>【事業名】民間主導によるまちなか再生事業</p> <table border="1" data-bbox="222 1414 1518 1976"> <tr><td>【事業実施時期】</td><td>令和7年度～</td></tr> <tr><td>【実施主体】</td><td>日本賃貸保証株式会社</td></tr> <tr><td>【事業内容】</td><td>民間事業者である日本賃貸保証株式会社はマンション及びオフィスの複合施設である『THE Re juvePort KISARAZU（リジューブポート・木更津）』を拠点に、人と街、そして海との調和を目指す再開発プロジェクトを実施する。</td></tr> <tr><td colspan="2">活性化を実現するための位置付け及び必要性</td></tr> <tr><td>【目標】</td><td>休日のにぎわい創出 街なか居住人口の増加 商業機能の活性化</td></tr> <tr><td>【目標指標】</td><td>休日歩行者通行量 中心市街地内の人口の社会増減数 中心市街地内の新規出店数</td></tr> </table>	【事業実施時期】	令和7年度～	【実施主体】	日本賃貸保証株式会社	【事業内容】	民間事業者である日本賃貸保証株式会社はマンション及びオフィスの複合施設である『THE Re juvePort KISARAZU（リジューブポート・木更津）』を拠点に、人と街、そして海との調和を目指す再開発プロジェクトを実施する。	活性化を実現するための位置付け及び必要性		【目標】	休日のにぎわい創出 街なか居住人口の増加 商業機能の活性化	【目標指標】	休日歩行者通行量 中心市街地内の人口の社会増減数 中心市街地内の新規出店数	<p>(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関する事業（略）</p> <p>(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関する事業（略）</p> <p>(4) 国の支援措置がないその他の事業（略）</p> <p>（略）</p> <p>【事業名】商業団体等活性化支援事業（略）</p> <p>【事業名】事業の新規追加</p> <table border="1" data-bbox="1715 1414 3010 1976"> <tr><td>【事業実施時期】</td><td></td></tr> <tr><td>【実施主体】</td><td></td></tr> <tr><td>【事業内容】</td><td></td></tr> <tr><td colspan="2">活性化を実現するための位置付け及び必要性</td></tr> <tr><td>【目標】</td><td></td></tr> <tr><td>【目標指標】</td><td></td></tr> </table>	【事業実施時期】		【実施主体】		【事業内容】		活性化を実現するための位置付け及び必要性		【目標】		【目標指標】																	
【事業実施時期】	令和7年度～																																								
【実施主体】	日本賃貸保証株式会社																																								
【事業内容】	民間事業者である日本賃貸保証株式会社はマンション及びオフィスの複合施設である『THE Re juvePort KISARAZU（リジューブポート・木更津）』を拠点に、人と街、そして海との調和を目指す再開発プロジェクトを実施する。																																								
活性化を実現するための位置付け及び必要性																																									
【目標】	休日のにぎわい創出 街なか居住人口の増加 商業機能の活性化																																								
【目標指標】	休日歩行者通行量 中心市街地内の人口の社会増減数 中心市街地内の新規出店数																																								
【事業実施時期】																																									
【実施主体】																																									
【事業内容】																																									
活性化を実現するための位置付け及び必要性																																									
【目標】																																									
【目標指標】																																									

	<p><u>【活性化に資する理由】</u></p> <p>当施設はマンション及びオフィス複合施設であることから、居住人口の増加や交流人口の増加が見込まれる。</p> <p>また、地域資源を活用した各種イベント等を実施することで、中心市街地におけるにぎわいの創出や商業機能の活性化が図られる。</p>		<p><u>【活性化に資する理由】</u></p>
--	---	--	---------------------------

## 8. 略

◇ 4 から 8 までに掲げる事業及び措置の実施箇所

※図表は最終ページ参照

## 9. 4 から 8 までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[ 1 ] 略

[ 2 ] 中心市街地活性化協議会に関する事項

( 1 ) 木更津市中心市街地活性化協議会の概要（略）

( 2 ) 構成員及び開催状況

木更津市中心市街地活性化協議会の開催状況

会議名	開催日	議題
(略)	(略)	(略)
令和7年度 第1回会議	令和7年5月19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年度事業報告及び収支決算報告について</li> <li>・令和7年度事業計画（案）及び収支予算（案）について</li> <li>・中心市街地活性化基本計画の取組等に対する中心市街地活性化協議会の意見について</li> <li>・木更津市中心市街地活性化基本計画（第2期）の変更について</li> </ul>
令和7年度 第2回会議	令和7年11月11日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新委員の加入について</li> <li>・富士見通りを活用した新規事業（案）について</li> <li>・木更津市中心市街地活性化基本計画（第2期）の変更について</li> </ul>

( 3 ) 法第15条各行の規定に適合していること（略）

( 4 ) 基本計画に関する協議会からの意見書（略）

( 5 ) 協議会の規約（略）

[ 3 ] 略

## 10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

[ 1 ] 略

[ 2 ] 略

[ 3 ] 都市機能の集積のための事業等

市街地の整備改善のための事業
景観形成重点地区支援事業
ポケットパーク整備事業
パークベイプロジェクト推進事業（富士見通り歩道再整備）
吾妻公園文化芸術施設整備事業
パークベイプロジェクト推進事業（みなとの賑わい創出事業）

## 8. 略

◇ 4 から 8 までに掲げる事業及び措置の実施箇所

※図表は最終ページ参照

## 9. 4 から 8 までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[ 1 ] 略

[ 2 ] 中心市街地活性化協議会に関する事項

( 1 ) 木更津市中心市街地活性化協議会の概要（略）

( 2 ) 構成員及び開催状況

木更津市中心市街地活性化協議会の開催状況

会議名	開催日	議題
(略)	(略)	(略)
令和7年度 第1回会議	令和7年5月19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年度事業報告及び収支決算報告について</li> <li>・令和7年度事業計画（案）及び収支予算（案）について</li> <li>・中心市街地活性化基本計画の取組等に対する中心市街地活性化協議会の意見について</li> <li>・木更津市中心市街地活性化基本計画（第2期）の変更について</li> </ul>
新規追加		

( 3 ) 法第15条各行の規定に適合していること（略）

( 4 ) 基本計画に関する協議会からの意見書（略）

( 5 ) 協議会の規約（略）

[ 3 ] 略

## 10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

[ 1 ] 略

[ 2 ] 略

[ 3 ] 都市機能の集積のための事業等

市街地の整備改善のための事業
景観形成重点地区支援事業
ポケットパーク整備事業
パークベイプロジェクト推進事業（富士見通り歩道再整備）
吾妻公園文化芸術施設整備事業
パークベイプロジェクト推進事業（みなとの賑わい創出事業）

駐輪場整備事業	駐輪場整備事業
都市福利施設を整備する事業	都市福利施設を整備する事業
木更津駅みなと口賑わい交流施設整備事業（富士見1丁目地区）	木更津駅みなと口賑わい交流施設整備事業（富士見1丁目地区）
(仮称)木更津市民交流プラザ運営事業	(仮称)木更津市民交流プラザ運営事業
中央公民館仮移転事業	中央公民館仮移転事業
駅の図書室F L A T運営事業	駅の図書室F L A T運営事業
街なか居住の推進のための事業	街なか居住の推進のための事業
マンション建設事業（木更津市東中央2丁目地区）	マンション建設事業（木更津市東中央2丁目地区）
マンション建設事業（木更津市富士見3丁目地区）	マンション建設事業（木更津市富士見3丁目地区）
街なか居住マンション取得助成事業	街なか居住マンション取得助成事業
空家バンク・リフォーム助成事業	空家バンク・リフォーム助成事業
歩行者利便増進道路活用事業	歩行者利便増進道路活用事業
商業の活性化のための事業	商業の活性化のための事業
木更津港まつり事業	木更津港まつり事業
みなとまち木更津再生プロジェクト事業	みなとまち木更津再生プロジェクト事業
木更津こどもまつり事業	木更津こどもまつり事業
木更津駅前観光案内所運営事業	木更津駅前観光案内所運営事業
空き店舗マッチング事業	空き店舗マッチング事業
産業・創業支援事業	産業・創業支援事業
まちなか交流施設管理事業	まちなか交流施設管理事業
<b>富士見通りほこみち活用推進事業</b>	<b>新規追加</b>
4~7までの事業及び措置と一体的に推進する事業	4~7までの事業及び措置と一体的に推進する事業
地域公共交通再編事業	地域公共交通再編事業

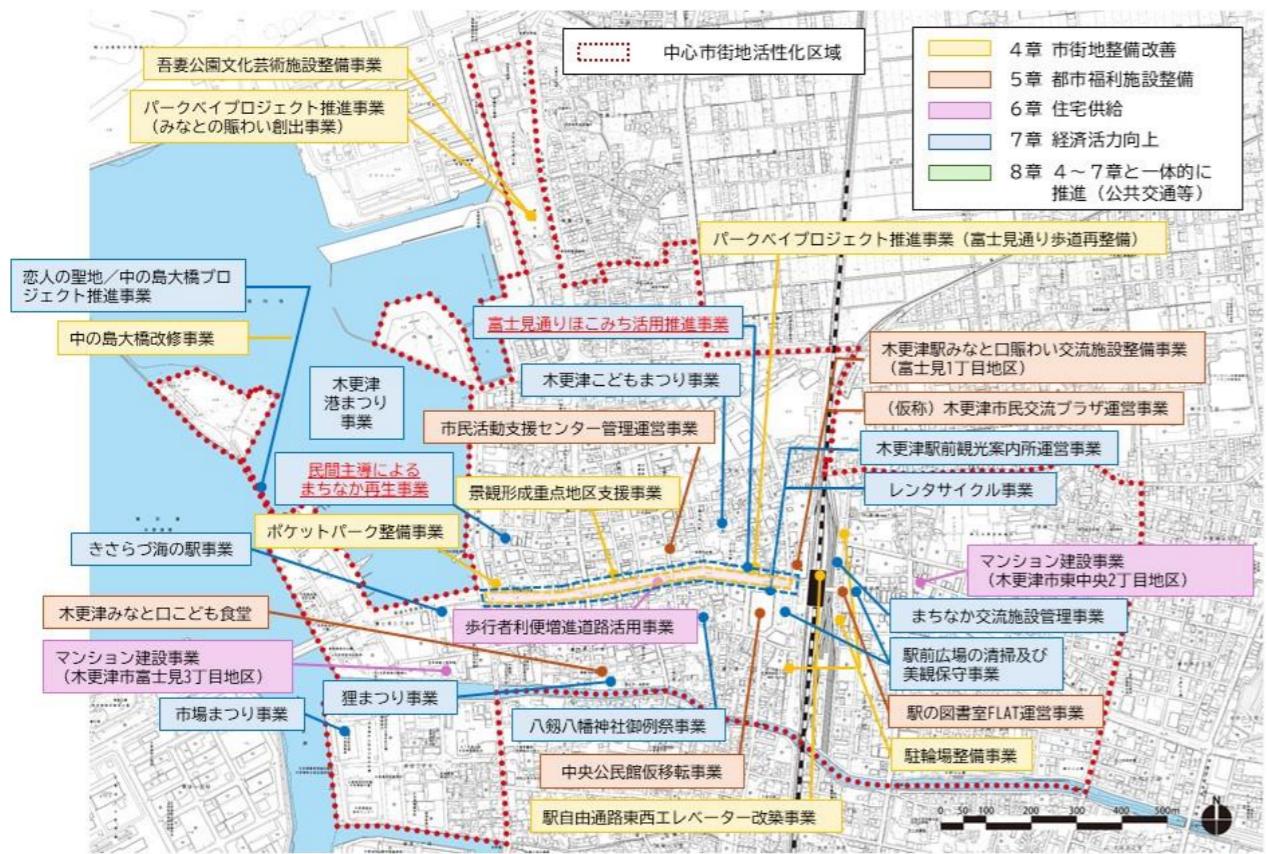
[ 4 ] 略

1 1 . 略

[ 4 ] 略

1 1 . 略

◇ 4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所



◇ 4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所

